

防整施第 2 5 3 3 号
令和 6 年 2 月 1 3 日
一部改正 防整施第 1 4 9 7 5 号
令和 6 年 6 月 2 6 日

各 地 方 防 衛 局 総 務 部 長
各 地 方 防 衛 局 調 達 部 長
帯 広 防 衛 支 局 長 殿
熊 本 防 衛 支 局 長
名 護 防 衛 事 務 所 長

整備計画局施設計画課長
(公印省略)

最適化事業において実施する技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）の評価項目の試行について（通知）

標記について、当分の間、別紙のとおり定め、令和 6 年 4 月 1 日以降に手続開始の公示を行う最適化事業において実施する技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）について、適用することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。ただし、適用日以前に手続開始の公示を行う最適化事業において実施する技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）への適用を妨げない。

添付書類：別紙

写送付先：大臣官房会計課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官、整備計画局施設技術管理官、地方協力局環境政策課長、防衛大学校総務部会計課長、防衛大学校総務部管理施設課長、防衛医科大学校事務局総務部経理課長、防衛医科大学校事務局企画部管理施設課長、防衛研究所企画部総務課長、統合幕僚監部総務部総務課長、陸上幕僚監部監理部会計課長、陸上幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部総務部経理課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部総務部会計課長、航空幕僚監部防衛部施設課長、情報本部総務部会計課長、防衛監察本部総務課長、北海道防衛局管理部長、東北防衛局企画部長、北関東防衛局管理部長、南関東防衛局管理部長、近畿中部防衛局企画部長、中国四国防衛局企画部長、九州防衛局管理部長、沖縄防衛局管理部長、東海防衛支局長、防衛装備庁長官官房会計官

最適化事業において実施する技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）の評価項目の試行について

1 目的

建設工事における技術提案・交渉方式について（防整施第12161号。令和4年6月23日）の別冊「建設工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」及び、建設工事における技術提案・交渉方式の手続開始の公示の記載例等について（防整施第16481号。令和5年7月31日）の別冊「建設工事における技術提案・交渉方式の手続開始の公示の記載例及び提出書類の例」において、技術提案等評価項目を定めているところ。

今般、最適化事業*の整備においては、技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）を適用する計画であるが、基地毎に1件で発注する大型工事（複数棟の建設及び建築・土木・設備をひとまとめた総合工事）を基本としているところ、事業を着実に進めるため、基地と密接な関係にあり地域に根ざし当該地域住民に信頼が置かれている地元企業の活用が円滑な工事、良質な施工につながり、地域に精通することにより良質な資材及び有能な労務等が確保され、品質の高い施工が期待され则认为、地域貢献度を評価項目として追加するものである。

※ 「国家安全保障戦略について」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）、「国家防衛戦略について」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）及び「防衛力整備計画について」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）に示された防衛力の抜本的強化の方向性等に基づき実施する自衛隊施設の強靱化において、各基地・駐屯地等に保有している建物やライフライン等について、現状の把握・評価を行い、施設の機能・重要度に応じた構造強化、離隔距離確保のための再配置・集約化、老朽改修、省エネ対策等を実施するもの。

2 対象工事

最適化事業において技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）を適用して発注する事案とする。

3 競争参加資格

対象工事は、次のアからウまでのいずれか又は合計で下請け等発注予定金額が各随意契約工事の請負金額の20%を超えること。

ア 工事を実施する都道府県内の地元企業（単体及び共同企業体の代表者を除く）における自社施工費の割合。

イ 工事を実施する都道府県内の地元企業を下請け先に採用する発注予定工事費の割合。

ウ 「単体」又は「共同企業体の代表者及び地元企業ではない構成員」の施工分の地産品（同一都道府県内産の建設資材等）の調達予定金額の割合。

4 公示及び説明書への記載事項

付紙1による。

5 評価項目

付紙2による。

6 評価内容の担保

契約書上に地域貢献度の項目についてその履行を確保するための措置として以下の附則を記載する。

記載例

- ・〇〇都道府県内下請業者への発注金額を請負金額の〇〇%以上とすること

7 技術提案等の不履行に係るペナルティ

技術提案等の内容が満足できなかった場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減点するものとする。

なお、工事成績評定の減点は、工事成績評定要領について（防整技第7160号。28. 3. 31）別紙第1の付紙第4の第1第9項又は付紙第8の第1第9項に規定される「法令厳守等」として措置するものとする。

ア 最大減点数は、「10点」とする。

イ 算定方法

下表に基づき、入札時の評価点（A）と、同様に施工後の再評価点（B）を差し引き、履行できなかった評価点を求め、それを減点数とする。

なお、この算定における企業による技術提案の評価点は、実際の評価点でなく、1提案ごとの配点とすること。

評価項目	評価の細目	入札時の評価点 (A)	施工後の再評価点 (B)	履行できなかった評価点 (A－B)
地元企業貢献度	地元企業の採用状況			
企業による技術提案	主たる事業課題に関する提案			
計				

ウ 算定例

評価項目	評価の細目	入札時の評価点 (A)	施工後の再評価点 (B)	履行できなかった評価点 (A－B)
地元企業貢献度	地元企業の採用状況	5	4	1
企業による技術提案	主たる事業課題に関する提案	30	25	5
計				6
履行できなかった評価点が10点以下のため、減点は6点とする。				

8 その他

本要領の実施に当たり疑義が生じた場合には、整備計画局建設制度官と協議するものとする。

公示及び説明書への記載事項

○ 競争参加資格

() 本工事は、次のアからウまでのいずれか又は合計で下請け等発注予定金額が各随意契約工事の請負金額の20%を超えること。

ア 工事を実施する都道府県内の地元企業（単体及び共同企業体の代表者を除く）における自社施工費の割合。

イ 工事を実施する都道府県内の地元企業を下請け先に採用する発注予定工事費の割合。

ウ「単体」又は「共同企業体の代表者及び地元企業ではない構成員」の施工分の地産品（同一都道府県内産の建設資材等）の調達予定金額の割合。

なお、工事の実施にあたり、各随意契約工事において、申請した下請け等発注予定率に満たなかった場合、発注者に未達成の理由を報告し協議をした結果に応じ、以下の①から③の対応とする。

- ① 正当な理由として認められる場合はペナルティはなしとする。
- ② 努力不十分により、申請した下請け等発注予定率に満たないと判断された場合、ペナルティとして工事成績の減点に加え、口頭注意又は書面注意等の措置を行う。
- ③ 申請した下請け等発注予定率を満たすための努力が確認できない場合については、優先交渉権を剥奪し次回の随意契約を締結せず、受注者側からの契約解除を求めることもある。

○ 優先交渉権者の選定に関する事項

(2) 評価項目について

提出された技術提案（下記アからエ）及びその他（下記オ、カ）について審査を行う。（詳細は別紙 1 による。）技術提案等：160点

ア 技術協力（設計）業務の実施に関する提案：20点

イ （主たる事業課題に関する提案①）〇〇に関する提案：45点

ウ （主たる事業課題に関する提案②）〇〇に関する提案：45点

エ （不測の事態の想定、対応力に関する提案）〇〇に関する提案：30点

オ （地域貢献度）共同企業体の組成に関する評価：10点

カ （地域貢献度）地元企業の採用に関する評価：10点

(4) 技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法

技術評価点が最も高い者が複数いる場合、下記アからオの順で優先交渉権者を選定するものとする。

ア 技術提案イ及びウの合計得点が高い者。

イ 技術提案エの得点が高い者。

ウ その他オ及びカの合計得点が高い者。

エ 防衛省競争参加資格の「〇〇工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）の上位者。なお、特定建設工事共同企業体の場合は、代表者の数値とする。

オ 該当者にくじを引かせて優先交渉権者を選定する。くじの実施方法等については、別途通知する。

○ 競争参加資格の確認等

(3) に以下を追加する。

エ 共同企業体の構成員

共同企業体の構成員に、地元企業が1者以上含まれている場合には、様式第■-■に記載し、地元企業の名称等が確認できる資料を添付すること。

オ 地元企業の採用

上記○【競争参加資格】(○)に掲げる地元企業への下請等発注予定金額が請負金額の20%超えである旨を様式第■-▲に記載し、地元企業の名称等が確認できる資料を添付すること。

評価項目

評価項目			評価基準	配点	
技術提案	技術協力（設計）業務に関する提案		理解度	10点	
			実施手順及び実施体制	10点	
	主たる事業課題に関する提案	テーマ1	的確性	30点	
			実現性	15点	
		テーマ2	的確性	30点	
			実現性	15点	
	不測の事態の想定、対応力に関する提案		的確性	20点	
		実現性	10点		
小計				140点	
その他	地域貢献度	共同企業体の組成	共同企業体の構成員に地元企業が含まれる場合	10点	
			単体の場合又は共同企業体の構成員に地元企業が含まれない場合	0点	
		※地元企業とは、工事場所と同じ都道府県内に本店の登記がある企業をいう。 ※都道府県による設定では評価基準として適性を欠く場合、必要に応じて市町村等の記載を可能とする。			
	地域貢献度	地元企業の採用	構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の60%以上。	10点	
			構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の55%以上60%未満。	8点	
			構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の50%以上55%未満。	6点	
			構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の40%以上50%未満。	4点	
			構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の30%以上40%未満。	2点	
			構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の20%超30%未満。	0点	
			構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の20%以下。	欠格	
			※地元企業とは、工事場所と同じ都道府県内に本店の登記がある企業をいう。 ※工事場所と同じ県内に本店の登記がある企業（単体及び代表者を除く）に限り、自社施工分も県内下請業者への発注予定額に計上してもよい。 ※都道府県による設定では評価基準として適性を欠く場合、必要に応じて市町村等の記載を可能とする。 ※単体又は代表者及び地元企業ではない構成員の施工分の地産品（同一都道府県内産の建設資材等）の調達分を県内下請業者への発注予定金額に計上してもよい。 ※他の単体又は共同体構成員として参加する者を下請先として計上してはならない。		
			合計		

共同企業体の組成

案件名：○○（○）○○○工事にかかる技術協力業務

項目	内容
共同企業体の組成	共同企業体に地元企業が構成員になる計画内容 ①計画している地元企業の名称・所在地・代表者名・担当業種
	②請負金額に対する、地元企業の発注予定金額の割合

- 注： 1 地元企業の名称や所在地が確認できる資料(資格審査結果通知書、登記事項証明書等)を添付する。
- 2 構成する地元企業が複数ある場合は、全社記載すること。
- 3 地元企業を含めた共同企業体を組成した場合に加点の実施。
- 4 地元企業とは、工事場所と同じ都道府県内に本店の登記がある企業をいう。

地元企業の下請等採用予定状況

案件名：〇〇（〇）〇〇〇工事にかかる技術協力業務

項目	内容
地元企業の採用計画	☐ 競争参加者の共同企業体構成員（代表者を除く）が地元企業である。 ①計画している地元企業の名称・所在地・代表者名・担当業種 ②請負金額に対する、地元企業の発注予定金額の割合
	☐ 地元企業の下請採用の計画がある。 ①下請採用を計画している工事内容等 ②請負金額に対する、下請業者への発注予定金額の割合 （共同企業体構成員（代表者を除く）の地元企業出資比率を除く） ③下請をする企業の名称・所在地・代表者名
	☐ 本工事にて地産品（同一都道府県内産の建設資材等）の調達予定がある。 （共同企業体構成員（代表者を除く）の地元企業出資比率を除く） ①請負金額に対する、地元地産品（建設資材等）の調達予定の金額割合

- 注： 1 下請採用の計画の有無等について、いずれかの「□」に「■」を付す。
- 2 地元企業とは、工事場所と同じ都道府県内本店の登記がある企業をいう。
- 3 構成する地元企業が複数ある場合は、全社記載すること。
- 4 下請等の採用予定の地元企業名称や所在地が確認できる資料を添付する。
- 5 単体又は共同企業体の代表者及び地元企業でない構成員の施工分の地元地産品の調達予定金額割合を記載する。（品目の記載は不要）
- 6 申請時の「共同企業体地元企業工事金額割合」、「下請業者への発注予定金額割合」及び「地元地産品の調達予定の金額割合」の合計が施工後、下回る場合は、ペナルティとして施工成績の減点及び口頭注意、書面注意等の措置を行うことがある。
- 7 地産品とは、生コンクリート、石材、アスファルト合材、コンクリート二次製品などの建設資材等をいう。
- 8 他の単体又は共同体構成員として参加する者を下請先として計上してはならない。